

原議保存期間 10 年  
(2031年3月31日まで)  
企画調査課

最高検企第 197 号  
令和 2 年 7 月 10 日

高等検察庁次席検事 殿  
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長 畠 本 直 美  
(公印省略)

#### 検察運営に関する報告について（通知）

標記報告については、令和 2 年 7 月 10 日付け法務省刑総第 699 号法務省刑事局長依命通達「検察運営に関する報告について」が発出されたところですが、同依命通達に基づく報告を行う際、同報告に併せて、下記のとおり報告願います。

記

#### 第 1 報告対象

- 1 事件報告
- 2 統計報告
- 3 事務報告（事務細則、訓令、通達等及び罰則の定めのある条例に関する報告を除く。）

#### 第 2 報告先及び方法

事件報告及び事務報告については、地方検察庁は当庁及び高等検察庁に、高等検察庁は当庁に、統計報告については、高等検察庁は当庁に、検察総合情報管理システムのメッセージ等を用いて報告する。